



Title	報告4 韓国思想と法哲学の課題
Author(s)	崔, 鍾庫; CHOI, Chong-KO; 岡, 克彦//訳 他
Citation	北大法学論集, 44(4), 243-255
Issue Date	1993-12-20
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15545">https://hdl.handle.net/2115/15545</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	44(4)_p243-255.pdf



# 報告4 .. 韓国思想と法哲学の課題

崔 鍾 庫  
岡 克 彦 訳

## 第一章 序論

東洋人、韓国人の視点で法哲学を考えてみると、法の普遍性と特殊性の中で今まで（西洋的）普遍性を強調した反面、（民族的）特殊性に対しては関心が不足していた。しかし、法多元主義(legal pluralism)と比較法哲学(vergleichende Rechtsphilosophie)が主張されている現在、あるいは、ポスト・モダンズム、時代に民族的伝統を再解釈し世界法文化の隊列に参加して、受容(Rezeption)の主体者としてこの伝統を行使していく必要がある。しかし、法哲学の面から見ると、果たして民

族伝統の思想史の中から何を法哲学の領域に引き入れ、法哲学化しないし、法思想化すべきなのか、これを牽強附会あるいは我田引水にならないようにしようとするならば、どんな「論理」と理論でもって可能なのか、簡単な問題ではないのである。それにもかかわらず、われわれの生きた法哲学を持つためには、換言すれば、西洋の学問を学んだ法律家、識者層だけの法哲学にならないようにさせるためには、できれば我々の用語と内容で出来上がった「韓国」法哲学を建設する必要がある。韓国には、古来から豊富な宗教と精神的伝統がある。シャーマニズム(Shamanism)から始まって、檀君神話、仏教、儒教、

料 道教、キリスト教、東学、禪山教、などの“宗教”と呼ばれる思想財と、地理風水、鄭鑑録、土亭秘訣などの人間の心を捕らえる精神的な脈絡が伝わってくる。我々はこのような精神的な食べ物を豊富に整えられた宴の食卓に座っている。李恒寧博士は宗教について多食主義者になる必要があると指摘したが、もちろん信仰の対象として多食主義者になることはむづかしく、

大体は一つの信仰に満足するようになる。しかし、学問的な面ではこのような韓国的宗教混合 (religious syncretism) の現象を無視することはできず、ここでは却って韓国の独特な思想構造を発見するようになるであろう。

## 第二章 韓国法思想の模索過程

韓国的な法思想を模索した数名の学者達の関心と方法論を整理してみれば、次のようになる。

### 一 李恒寧の風土法論

元老法哲学者李恒寧 (一九一五―) は法哲学を“法の哲学”ではなくて“法を通じて成立する普遍的社会の哲学”つまり、法哲学を社会哲学の総合体として把握し世界史の時間的構造と

空間的構造に分けて各々の法文化圏に適した法理念を設定し、それに一致させてこれを説明する。これに従えば、韓国は東方社会として、古代には農耕社会、中世には郡県社会、近代には民族社会、現代には人倫社会とし、その理念は、古代には自然法、中世には儒教法、近代には道義法、現代には平和的法理念を指向する法文化圏に属するという。風土による、このような区別に従って花郎道思想の敬天、平和、護国の理念を韓国法の理念として上げて<sup>(1)</sup>いる。李博士は花郎道思想が東学につながったと論じているのであるが、ここで、注意しなければならぬことは花郎道思想は韓国にだけ可能なものではなくて、東方的風土性を持つ国であればどこでも共通の思想が存在するという点である。このように見れば東方の法思想 (文化) が問題になっていたのであって、韓国法が問題となっていない。このような意味で“風土”は民族よりも広い概念である。唯気史観に立脚して世界史の流れを時間的・空間的に類型化することに因って成立したこの風土法論は、東洋法を論じる整地作業としての意義は大きいけれども、韓国法を論じる独自性の間口は狭いようである。<sup>(2)</sup>

## 二 黃山徳の法道具論

故黃山徳（一九一七—一九八九）は仏教信仰に立脚し、すなわち、法の概念を否定し空の思想に基づいて、「あるとも言えず、ないとも言えない」ただ、道具としての法だけを認める。自然法がもし存在しないとすればこのような役割さえもなし得ないので、自然法が存在しないともいえないのである。「あるとも言えず、ないとも言えない」ことを仏教学者達も「空（sunyata）」と呼ぶことにしている。このような空の道理をもちいて我々は自然法を処理することができるという。<sup>(3)</sup>この法観に従って黃博士には東洋法であれ西洋法であれ韓国法であれ、そこには何等の区分がない。彼の「仏教的自然法論（?）」はある面で見れば、空の法思想ないし、与えられたすべての法を正当化し得る高度の法実証主義あるいは法多元主義のようでもあり、理解しにくい思想である。しかし、韓国の法哲学者によって特徴的な哲学が現れたこと自体が韓国法思想史に意義のあることだと思われ<sup>(4)</sup>る。

## 三 田鳳徳の韓国的自然法論

韓国法史家である田鳳徳（一九一〇—）は韓国法史の伝統から韓国人の法思想を抽出しようと努力した。韓国法の本質は社

会秩序の妥当性を自然秩序に基底している天人相與の信念にあると見て、正法（Tchigyes Recht）ではなく善法（Gwueso Recht）の理念を指向していると主張する。彼は「본」（ホン）が韓国の固有の法概念であり、「하늘」（天）と「경이」（経緯）が韓国人の法感情であると言う。<sup>(5)</sup>すべて、このような法思想的モチーフがあるにもかかわらず、法論理として発展できなかったことを指摘するのである。田博士の韓国法史観は伝統法の長所と短所を明快にかつ批判的に分析したところに功績を築いたが、より一層の学問的活動を通じた理論化を続けることができなかったという物足りなさがある。朴秉濠（一九三一—）のような後輩学者がこのような作業を続けているが、法史観が必ずしも一致しているとは思われない。<sup>(6)</sup>

## 四 劉基天のシャーマニズム法理論

刑法学者である劉基天（一九一五—）は一九五六年エール大学の学位論文「韓国文化と刑事責任」（Korean Culture and Criminal Responsibility）で韓国法文化の特徴を分析し、これにふさわしい刑事理論を模索しようと心を砕いた。彼は文化研究の場の理論（Field Theory）を強調し韓国文化の特性を追求しながらも、いつも自由社会（Free Society）という理念型との比較

を通じて普遍性と特殊性の問題を相関的に説明する方法を取っている。劉博士が把握した韓国文化の最も大きな特徴はシャーマニズム的文化複合体 (shamanistic cultural complex) という事実であり、法言語でもって分析すればするほど、シャーマニズム的要素が現れると言う。このような言語の分析で韓国人の規範意識を発見することができるのであるが、韓国人の人格的非人格性 (personal impersonality) の共同体規範 (communal norm) を持っていることと分析する。<sup>(7)</sup>ここで彼は韓国人の独特な親族観と縁故主義から法的身分性、集団性、複合性を基礎として刑事責任と刑事理念を構成しなければならないと主張する。劉博士のような文化人類学的・心理学的シャーマニズム法理論も彼の海外滞在の長期に伴って韓国学会との「断絶」でもって映し出されている。後輩刑法学者にこのような学風が継承されていないことが惜しまれる。

## 五 咸秉春の儒教法文化論

故咸秉春 (一九三二—一九八二) は方法論的には法社会学的・法人類学的接近から、韓国人の法思想をシャーマニズムと儒教の影響を深く受けた文化として、西洋の法律的文化 (legalistic culture) と対照させた非法律文化 (alegalistic culture) として把

握する。<sup>(8)</sup>彼のこのような韓国法文化論は西洋語で書かれており西側の学界にも多く知られるようになったが、儒教を過度に強調しすぎる感がなくはない。現代社会での儒教法文化を發展させる現代的方法の課題を抱えている。彼の長男、咸在鳳博士がこのような関心で政治哲学者ないし法哲学者として活動しており、期待が大きい。<sup>(9)</sup>

## 第三章 韓国法の思想的基礎

以上のような試みが韓国法思想の模索に重要な意味を持った価値ある努力であると思われるけれども、しかし、一方では学者の法哲学の体系構成に束縛されているようでもあり、他方では韓国文化一面だけを強調することによって方法論的に不本意に限定されている感じを持つ。筆者は却って韓国の精神的思想財を開放的に包括しその思想財の特徴と長短所を抽出して法と連結させる作業が必要だと考える。このような観点に立って、韓国の思想史の中で法哲学ないし法思想史と関連し發展させることができる素材を検討してみれば、次のように幾つかを選び出すことができる。一九七〇年代にドイツで展開された基本価値論争 (Grundwertestreit) というものがあるが、その表現を借

りれば、次に列挙した思想財は韓国法の基本価値だということができる。

### 一 弘益人間思想

檀君神話から由来するこの思想は李氏朝鮮五〇〇年、日帝時代を経て今日でも教育法第一条に明文化されている韓国人の理想像である。「普く利益を与える人間」の理念は利己主義を克服し共同福利(Gemeinwohl)を指向する社会人としての理想型である<sup>(10)</sup>。韓国法の理想精神であり人間像の大前提が弘益人間であるとするれば、過度な個人主義的・資本主義的法規は止揚されなければならないであろう。南北統一に向かう立法ではさらに一層銘記されなければならない指針となるであろう。

### 二 在世理化思想

檀君神話から由来する「この世を理化する」というこの思想もとても偉大な思想である。人間が生きるこの世を何よりも理(理性)で支配させなければならぬということ、すなわち Vernünftlichung するということが大前提とならなければならぬのである。理性を尊重する民族文化は過度な尚武、度が過ぎた感情至上主義の文化を受け入れることができない。李氏朝

鮮の性理学でも理を強調したけれども、理性を愛する理性人として韓国人の法文化を整えることが基本課題である。

### 三 善利悪禍思想

「善を行うことが益になり、悪は禍を招く」というこの思想は檀君神話から由来しながら綿々と韓民族の生活の中に根を下ろした思想である。善を行い悪を退ける勸善懲惡の考えは古今の自然法の原理であるが、韓国人も早くからこのような善志向的法原理を想定していた。後に述べる良法美意思想とも相通じるように、「善(das Gute)の思想は西洋の正義(das Richtige)」、ともニュアンスが違った善法(bene Recht)、良法の理念的基礎を築くのである。

### 四 除禍召福思想

韓国のシャーマニズムないし民間信仰の基底を成す思想構造は「禍を避けて福を招く」という考えにあると指摘される。この地上で福を受けなければならないという真実な思いは今日でも韓国人が新年に「福を多く受けて下さい」という挨拶をするときにも現れている。もちろん、この折福信仰は韓国人の宗教意識に影響を与え、すべての宗教がシャーマニズム化されてい

ることが憂慮されるほどの現象であるけれども、それが事実であるとすれば事実通りに直視し、法でもってそれを配慮すべきである。幸福追求権が憲法的基本権となっているが、国民の幸福感を剝奪しながら規制する法令は容認することができない。

## 五 下化衆生思想

仏教、特に韓国の大乗仏教では“上求菩提下化衆生”の理念、すなわち、衆生が平和な世界を作るという思想が強い。新羅の名僧元暁は多くの戒律を再解釈して仏教的法理論を構成したのであるが、高麗時代以後の仏教の衰退によってこれは国民的法原理にまで生活化できなかつたけれども、仏教的思想財は韓国人の宗教性に相当密着している。憲法は平和主義を志向しているが韓国社会は平和と寛容 (Tolerance) がとても物足りないのが現実である。南北統一を念頭に置いてみれば、この国に下化衆生の理念を法を通じて果たすことができるかが至上課題である。

## 六 修己治人思想

儒教倫理から現れた“自身を修めた後に他人を治めよ”という思想は韓国人の生活哲学の基礎になっている。修身齊家治國

平天下とも表現される。西洋では個人倫理と社会倫理、心情倫理と責任倫理 (Max Weber) に区別されるけれども韓国人にはその区別が困難である。これが、法治主義制度尊重の思想を阻害し人治主義や徳治主義へと維持されてきたのかもしれないが、韓国人は今も自己を修養できない者が他人を治める技術(能力)のみがあつたとしてもこれを容認しないという考えが支配的である。これは特に公職者倫理法の基礎になつたということができ、法治主義を実現しようとする今日も今だに妥当な要請であると思われる。

## 七 良法美意思想

「経国大典」(一四六九年)の除居正の序文など李氏朝鮮時代の文献によく現れている良法美意という表現は、法も須らく美しい民意を盛り込んだ良い法でなければならぬという思想を表している。西洋にも中世に *gutes altes Recht* の觀念が大きく作用していたけれども、良法美意は韓国法の「あるべき姿」として觀念されてきた(朴秉濂<sup>(1)</sup>)。良法となるための条件としては王権による朝令暮改ではなくて善良な民衆の意思を基礎に置いたものでなければならぬという素朴な民主主義的思想を内包している。美意は衆愚とも異なるものである。どんな権力に

よつても歪曲造作されない良法美意の立法と執行は現在も生命力のある課題として意識されているといえる。

## 八 過失相規思想

郷約を通じて朝鮮朝一六世紀から保存されたこの思想は李退溪によってより一層強調されることになったのである。彼は郷約の徳業相勸、礼俗相交、患難相恤を教化事業に委ね過失相規だけを自治法化し、上・中・下罰でもつて処罰するように礼安郷約を作成した<sup>(12)</sup>。郷約とは儒教理念による教化規範であるけれども、民衆が抵抗なしに従順した自治規範でもあった。中央集権的国家法規範だけで法治主義は達成されるものではなく人民の自発的な参与がなければならぬ。今日、草の根民主主義と共に地方自治が強調されながらも、その施行が困難な現実の中でさらに切実に感じる課題だといえる。

## 九 崇徳廣業思想

“徳を崇尚しながら業を広める”というこの思想は、士農工商の職業観と一見背馳するように思われながらも、我々民族の職業倫理として発展させなければならない思想である。韓国儒教が文治主義に流れ、弊害はなくはなかったが、その精神はや

はり崇徳廣業であり、務実力行にあったのである。今日労働法、経済法などの法域が発展している法体系の中に企業が占めている比重が大きくなり、企業が利潤追求だけでなく社会的責任と公共の福利のための企業倫理を持たないとき、国民経済にどれほど大きな災いをもたらすかを知っている。個人も科学文明の利器によって益々便利と享楽を追求しやすい現代において、健全な勤労倫理を守っていくことが必要であり、法もこれを支援しなければならぬであろう。

## 十 敬と誠の思想

退溪李滉（一五〇一―一七五）は人間生活の根本原理は敬と誠であると主張した。すべて致知と力は、敬を持ち誠を果たさなければならぬとした。西洋でも信義誠実 (Treu und Glauben) の原理があり、我が民法でも信義を無視し誠実に行われぬ法律行為は無効なものとして規定している。条理という法源もあるけれども韓国人の法意識は敬と誠、すなわち信義誠実に違反した法律行為を無効化することに対して拒否感を感じない。我々は法理論において形式主義と意思主義について我々なりの基準を模索する根拠を、ここに探すことができるのである。

## 十一 礼主法従思想

“礼が主であり、法は従である”という思想、または“徳主刑輔”、“違礼入律”の思想は、朝鮮王朝を風靡した思考方式である。東方礼儀之国と自任した朝鮮で、礼が広範な役割を果たしていたことが韓国法思想史の最も大きな特徴である。礼だけを守ればある程度法を守り徳をも充足させると考えられていたのである。礼主法従の思想はややもすると法発展を阻害する可能性もあるが、礼と道德の基礎と目的から離れた法にならないようにという理念を提示してくれる点では間違っていないのである。これは、法律万能主義の思考方式で法をむやみに作り数多くの“悪法”を量産して持て余した現実への恐ろしい教訓となる。そして礼が崩れた国民生活においては法治主義は困難であるという教訓としても見る事ができる。

## 十二 人乃天思想

東学では、人乃天ないし人心天心の思想が主張され人間尊重の韓国的表現として知られている。もちろん、これに対する理論的な議論が残っているけれども、韓国人も“人間らしい生存”(menschenswürdiges Dasein)の保障を受けなければならないという法的要請の基礎として、これは価値のある思想であるとい

える。韓国憲法にもこれを保障しているが、これを完全に実現しようとするれば各法ないしは法執行において多くの改善の余地を抱えている。韓国での人権(Menschenrechte)保障の理想ともいえるこの思想は、南北韓のイデオロギーを克服するときに指標となり得るものである。

## 十三 解怨相生思想

姜瑣山によって主張されたこの“怨恨を解いて、共に生きよう”というこの思想は、韓国人の共存共栄と秩序思想を示してくれる。韓国人は儒教倫理の間違った解釈によって、怨恨と復讐の感情を“美化”させてきた。これは西洋の神の平和(Gotteshede)運動のように、復讐行為を制限し公刑罰に服従する契機がなかったためである。姜瑣山の教えは瑣山教の特定の教理としてのみ発展したということが惜しまれるが、国民が怨恨感情を醇化させ合理精神で共存する秩序社会を作るように努力することを示してくれる。このような観点で、刑法と訴訟法などの法制にも配慮がなければならないであろう。

## 十四 敬天愛人思想

天を恭敬し人を愛するというこの思想はキリスト教の教えと

して知られているけれども、韓国人の宗教心の基本は敬天(Himmelsverehrung)にあり(Tomas Ohn)、隣人同志愛を分け与えて生きることであり、遠くから来た客人を冷遇してはならない(柔遠之仁)という精神もある。韓国法は基本的にこのよ  
うな人間愛と連帯性(Solidarität)を基礎としなければならず、  
極端な個人主義は受け入れることができないのである。人間主  
義、ヒューマニズムの理念は韓国法の基本価値だと言われ、法  
が発達すればするほどややもすると無視されがちなものとして  
これは自省の契機でもある。

### 十五 『是』(ホン) 思想

法に該当する純ハングルは『是』(ホン) というのであるが、  
手本どおりに習う、見本を示す、そして北韓では今も使ってい  
る。『은은』(イルボンセ) という言葉のその『是』である。  
『是』というのは、人や事物が本来あるべき姿どおりに存在し  
ている状態をいうのであるが、SeinとSollenを合致させた  
Sollendes Seinだといえるであろう。ラードブルフやカウフマ  
ン(A. Kaufmann)の西側の法哲学理論<sup>(13)</sup>を連想させるこの『是』  
という言葉は、法を表現する上ですでに使われなくなっていま  
ったが、少なくとも、法哲学的には『是』の思想を甦らせる必

要がある。韓国人と韓国社会には『是』の法哲学が切実である。

### 十六 謙遜の法思想

ドイツの R. Thering は「権利のための闘争」(Der Kampf ums  
Recht)を道徳的な義務であるとまで讃えたけれども、韓国人は  
権利があっても譲り、耐えて、忍ぶ余裕を美德として考えてき  
た。謙遜は、西洋の屈従(Demut)や卑屈(humiliation)として翻  
訳することができない独特なニュアンスの東洋的徳目である。  
韓国人の権利義務観念は根本的にこの謙遜の観念に基づいてお  
り、これを発展させれば韓国人の法思想の基礎になるであろう。<sup>(14)</sup>

## 第四章 韓国法哲学の課題と方法

以上で、我々は韓国人が法哲学的観点から発展させ得る思想  
財(Gedankengut)を紹介してきた。今、我々の課題はこのよう  
な思想財をどのように料理して法哲学化させるかにある。その  
方法論と概念・理論構成の問題を次のように示してみよう。<sup>(15)</sup>

### 一 比較法哲学の可能性

“韓国”法哲学を試みるとき、最もはじめに突き当たる問題

は比較法哲学の問題である。従来の西欧中心の法哲学から、現代の法多元主義の登場と共に比較法哲学の重要性が本格的に論議されるようになった。その中の一つの例を上げれば、アルトア・カウフマン (Arthur Kaufmann) 教授は近年「比較法哲学：古典的中国法文化と西洋法」という論文を書き「旅行の法哲学」(Rechtsphilosophie auf Reisen) という表現を使いながらこの方向性の意義を明確に強調した。それ以前にすでにラードブルフも比較法哲学の重要性を次のように示唆した。

「二つ以上の概念は各者が他者に対して直接的に関係することができないが、ただ間接的に、すなわち、各者が第三の概念を通じて関係づけられることによって他者とも関係を持つのである。……国家的法体系自体をこのような共通の関係点 (Zielungspunkt) で作り他の法体系をそれとは同等なあるいは異なるものとして追求したならば、その結果は、国家によって制約された関心以外には起こらないのである。国家的関心の法比較を目標とするためには、共通の関係点でもって国家を越えたある法体系を探求しなければならない。」<sup>(18)</sup>

ここで、我々は比較法哲学から法の局地性と普遍性の問題を再び考えるようになる。各法文化が保持している特殊な思想財を比較することが重要であるけれども、それだけに留まらず、

普遍的な価値志向がなければならないのである。つまり、各文化が持っている特殊なものが、すべて良いものとして正当化されるものではなくて、普遍的 (人類的) 共感の評価から意味あるものを抽出し、検証しなければならないのである。

このような観点から、我々は多元主義と相対主義の問題を正しく理解できるのであり、この点で西洋哲学の議論からも多くを学ぶことができるのである。

## 二 法哲学の実践性

西側の法哲学だけでなく韓国法哲学あるいは日本法哲学を議論すること自体がすでに「法哲学の実践」を意味するものだと言える。韓国人が他者の法哲学ではなく自身の法哲学をもつとき、法文化を生命力のあるものとして活性化させることができるのである。韓国人を含めて東洋人は古来から理論理性 (theoretische Vernunft) をさほど発展させることはできなかったが、実践理性 (praktische Vernunft) においては西洋に劣らず発達していたように思われる。<sup>(19)</sup> 例えば、西洋の黄金律 (Golden Rule) のような原理も中国・韓国・日本では一般人の生命の中に実践的に指向されてきた生活原理であった。そして、西側の法哲学で最近、議論されている議論理論 (Argumentations-

theorie) のようなものも言語を媒介とする技術的な面を除けば、自然法でもなく法実証主義でもない実践的過程として東洋人にも身近なものである。<sup>20)</sup> 西洋的意味の法と法理ではなく、自分なりの規範的な実践意志を哲学化していく英知を集めればいくらでも韓国法哲学を築くことができるであろう。この点で、第三章で論議した豊富な思想財は法哲学の磁石になり得るのである。

### 三 法概念と法理論

韓国法哲学であろうと、他のものであろうと、法哲学は法の概念・本質・目的・論理などを整理することを使命とする。韓国人が法という言葉に対して固有な「*법*」(ホン)という言葉を持っていると指摘したけれども、ここでは言語の重要性が再びつけ加えられる。すべての法概念を伝統的な固有法に代替することはできなかつたとしても、韓国人の思惟形式に親しんだ言語と論理様式をもって韓国法哲学を構成しなければならぬ。これについて、カウフマン教授の次のような例示は重要なことを教えてくれる。

「我々(西洋人)の法(Recht)は優先的に法律(Gesetz)の形態で成り立っている。だから、独特な言語形式、すなわち法律言

語(Gesetzessprache)が発展したのである。ラードブルフはこの法律言語を無味乾燥性(Kargheit)、無情緒性(Affektfreiheit)、無感情性(Gefühlosigkeit)なものだと表現したが、それは法律言語がすべての説得的な要素を放棄して教訓的なものから解放され特別な美的価値に傾くようになることを拒否したためである。……中国の法言語をこれと比較してみれば、視覚的であり、具体的であり、形象的であり、教訓的であって常に類推(Analogie)だと言えらるほどに何かと一致させようとするのである。

ここで我々はラートブルフがなぜに極東の国々で最も知られた西側の法哲学者になりえたのかという「秘密」が説明されているようである。今世紀、多くの法哲学者と法理論家が形式的なテーマ、たとえば、規範構造のようなものに縋っていたが、これに対してラードブルフは再び内容的法哲学を発展させた先駆的学者の一人であったためである。だから、中国人、韓国人、日本人は何かを始めることができたのであり、ケルゼン(田中Kelsen)の純粹法理論(Reine Rechtslehre)は、より以上、彼らに接近することができなかったのである。ラードブルフが概念的に考えることができなかったのではない。彼はただ概念的思考・抽象化させた思考に留まらず、発見された概念を再び現実に向かつて開放させたのである。それは一種の類推論的であり、

資料類推的思考である。極東人には、この言語が大部分の法律書に書かれてある形式的、抽象的言語よりもはるかに接近しやすいのである。リードブルフの文章から我々は極東のドイツ語を学ぶのだ!<sup>(21)</sup>

単に、リードブルフだけでなく、東西両洋人が共感し得る言語と法哲学の内容を開発できたならば、それは真に偉大な法哲学になるであろう。

## 第五章 結論

韓国法哲学を定立しようとする試みは、決して自己優越的・国粹主義的意図から現れたものではなく、かえって、世界法文化と法哲学に遅れて参加する一つの新生国家の知的自覚からである。

自己の伝統と思想財を再解釈することによって自身の体いふさわしい法哲学を探そうとする努力は遮ることができない自然的発想であり、これは民族の発展と共に永遠に受け継がれていくことであろう。しかし、それが「世界の中の韓国」法哲学になるためには、法の普遍性と特殊性の両面をうまく考慮し世界人にも共感され愛される法哲学にすべきである。そのためには、

それを世界に開放させて、西欧法哲学と対話することができる概念と論理を發展させなければならないのである。そのような点で、ここで試論として指摘したものは一つのヒントであり、自己決心にすぎないのである。<sup>(22)</sup>

註

- (1) 李恒寧、「法哲学概論」、ソウル、博英社、一九七四（鈴木敬夫訳、成文堂、一九九二）。
- (2) 崔鍾庫、韓国文化と法思想、（鈴木敬夫訳）、「法学研究」（北海学園大学）一二卷三号、一九七九。
- (3) 黄山徳、「法哲学講義」、ソウル、邦文社、一九八一、一八七頁。
- (4) 崔鍾庫、「韓国法思想史」、ソウル大学校出版部、一九八九、三七三—三七五頁。
- (5) 田鳳徳、韓国法の構造と性格、「韓国法制史研究」、ソウル大学校出版部、一九六八。
- (6) 崔鍾庫、「韓国法思想史」、一九八九、三五—三五三頁に詳論。
- (7) Paul K. Ryu (劉基天) 'Field Theory in the Study of Cultures: It's Application to Korean Culture. *Philosophy and Culture East and West*, Hawaii, 1962, Pp. 648-669.
- (8) Pyong-choon Hahn (咸秉春) 'Korean Political Trad-

- tion and Law, Hollym, Seoul, 1967. と彼の死後遺稿集 *Korean Jurisprudence, Politics and Culture*, Yonsei Univ. Press, 1986.
- (9) 咸在鳳、近代の規律社会と儒教、「法哲学と社会哲学」二号、韓国IVR支会、一九九二、一〇七—一三三頁。
- (10) 崔鍾庫、「韓国法思想史」、一九八九、一六一—一八頁。
- (11) 朴秉濠、「韓国の伝統社会と法」、ソウル大学校出版部、一九八五。
- (12) 崔鍾庫、「韓国法思想史」、一九八九、一一八—一三四頁。
- (13) G. Radbruch, *Rechtsphilosophie*, 崔鍾庫訳、「法哲学」、三英社、一九七五、六一—六九頁；A. Kaufmann, *Einführung in Rechtsphilosophie und Rechtslehre der Gegenwart*, 5. Aufl. 1989.
- (14) Chongko Choi (崔鍾庫)、「The Asian Conception of Right and Duty, 「東西の法哲学と社会哲学」」(徐敬珪博士古稀記念論集)、『法文社』、一九九〇。
- (15) Chongko Choi (崔鍾庫)、「Legal Philosophy and Legal Theory in Korea, 「法学」(ソウル大)三三卷二号、一九九一。
- (16) Masaji Chiba (千葉正士)、『*Asian Indigenous Law*, 1986: Legal Pluralism on and across Legal Cultures. Paper read at Kobe-IVR Conference, Aug. 22, 1989, p. 142f.
- (17) Arthur Kaufmann, Vergleichende Rechtsphilosophie am Beispiel der klassischen chinesischen und der klassischen abendländischen Rechtsphilosophie, in: *Festschrift für Werner Lorenz*, 1991 崔鍾庫訳、比較法哲学、「法哲学と社会哲学」二号、一九九二、一四四—一三四頁。
- (18) G. Radbruch, Über die Methode der Rechtsvergleichung, 1905, zitiert von Zweigert / Kötz (Hrsg.) *Rechtsvergleihung*, 1978, S. 525.
- (19) Chongko Choi, Law and Practical Reason from the Asian Viewpoint, *Justice*, vol. 24, No.2, 1991.
- 崔鍾庫、法と実践理性論の東西洋比較、「法哲学と社会哲学」一号、一九九一、八四—一一八頁。
- (20) 崔鍾庫、「Post-Modern 時代の規範原理」「哲学と現実」一九九一、二九八—三三三頁。
- (21) A. Kaufmann, 前掲論文、一一五頁。
- (22) 崔鍾庫、「東洋法思想史の課題と方法(鈴木敬夫訳)」、「法の理論」八、成文堂、一九八七、一一一—一四〇頁。